

名古屋ラグビーサポーターズクラブ 会則

(名称及び活動の場)

第1条 本会の名称は、日本語表記「名古屋ラグビーサポーターズクラブ」、英語表記「Nagoya Rugby Supporters Club」、略称「NRSC」とし、主な活動の場を名古屋高校とする。

(目的)

第2条 本会の活動を通じて会員相互の親睦と理解を深め、名古屋中学校・高校ラグビー部(所在地：名古屋市東区砂田橋、以下ラグビー部)を応援するサポーターとして広く活動すること、およびラグビー部の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ラグビー部員への支援に係る運営事業
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(会員資格)

第4条 本会の会員は、この会の趣旨に賛同し、参加希望する者のうち、別途定める所定の方法で入会の申し込みを完了した者とする。

本会の会員は、この会員規約の内容を承諾している者とする。

(会員資格の有効期間および更新)

第5条 会員資格は、毎年4月から翌年度3月までの1年間とし、退会申出がなければ次年度以降は自動更新とする。

本会の会員は、氏名や連絡先に変更が生じた場合、速やかに会員管理担当者に連絡することとする。

(退会)

第6条 本会を退会することを希望する者は、退会希望の旨を会員管理担当者に連絡することで退会できるものとする。

(役員構成及び任期)

第7条 本会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選するものとする。また、本会運営に必要な運営スタッフを必要人数置くことができる。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 会計責任者 1人
- (4) 会計副責任者 1人

(5) 会計監査 1人

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員および運営スタッフを辞任せざるを得ないようなやむを得ない事情が生じた場合、その役員、運営スタッフはたとえ任期中であっても役員の同意を得て辞任できるものとする。
- 4 ラグビー部や NRSC の名誉または信用を著しく傷つける行為、またラグビー部や NRSC に不利益を与える行為が、役員や運営スタッフに認められた場合、その役員、運営スタッフはたとえ任期中であっても役員の同意を得て解任できるものとする。

(役員職務)

第8条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計責任者は、本会の会計を担当する。
- 4 会計副責任者は、本会の会計を担当するとともに会計責任者をサポートする。
- 5 会計監査は、本会の会計経理を監査する。

(総会)

第9条 本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための総会を置き、会員の出席をもって開催する。

- 2 総会は代表が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事業に関する実施規定)

第10条 第3条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、総会の議決を得て別に定める。

(会費)

第11条 本会は、会員からの会費によって運営できるものとする。

(経費等)

第12条 本会の経費は、会費、助成金その他の収入金をもって支弁する。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第13条 この会則を改廃しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(細則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、総会において別に

定める。

付 則

この会則は、2023年4月1日から施行する。